

○大子町水道事業給水条例

平成10年3月27日

条例第7号

注 平成26年3月から改正経過を注記した。

改正 平成12年3月24日条例第30号

平成12年12月27日条例第67号

平成15年3月28日条例第10号

平成26年3月18日条例第12号

平成31年3月20日条例第13号

令和元年9月20日条例第26号

大子町上水道事業給水条例（昭和40年大子町条例第12号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第13条）

第3章 給水（第14条—第23条）

第4章 料金及び手数料（第24条—第33条）

第5章 管理（第34条—第39条）

第6章 貯水槽水道（第40条・第41条）

第7章 補則（第42条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）及び水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）の規定により、大子町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第2条 大子町水道事業の給水区域は、大子町水道事業の設置等に関する条例（昭和42年大子町条例第10号）第3条第2項に定める区域とする。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 需要者に水を供給するために町長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2) 一般用 一般家庭及び次号から第5号までに属しないその他のものが使用するものをいう。
- (3) 大口用 月当たり使用契約量50立方メートル以上の事業所及びこれに類するものが使用するものをいう。
- (4) 団体用 国又は地方公共団体及びこれらの出先機関の使用するものをいう。
- (5) 学校用 公立学校又はこれに類するものが使用するものをいう。
- (6) 定例日 料金算定の基準日としてあらかじめ町長が定めた日をいう。
- (7) 貯水槽水道 法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。
- (8) 簡易専用水道 法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。
- (9) 小簡易専用水道 茨城県安全な飲料水の確保に関する条例（昭和55年茨城県条例第54号）第2条第3号に定める小簡易専用水道をいう。

（平26条例12・一部改正）

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の二種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯（戸）又は1か所で専用するもの
- (2) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込み）

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みに当たり、町長は、必要と認めるときは、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。

（開発等の事前協議）

第6条 給水区域内において開発行為等を行うものは、その給水方法、費用負担、施設の維持管理等について、あらかじめ協議し、町長の同意を得なければならない。

2 前項について必要な事項は、町長が別に定める。

(新設等の費用負担)

第7条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、町長が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第8条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に町長の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により町長が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造を政令第6条に定める基準に適合させなければならない。

5 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、政令第6条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。

(令元条例26・一部改正)

(給水管及び給水用具の指定)

第9条 町長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 町長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第10条 町長が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
- 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、町長が別に定める。

(工事費の予納)

第11条 町長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、町長がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

- 2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

(給水装置の変更等の工事)

第12条 町長は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

- 2 前項の場合においてその工事に要する費用は、原因者の負担とする。

(第三者の異議についての責任)

第13条 給水装置の設置又は管理に関し利害関係人その他の者から異議があるときは、給水装置の工事申込者の責任とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第14条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

- 2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、そのつどこれを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため、損害を生ずることがあっても、町はその責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第15条 水道を使用しようとする者は、町長が定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第16条 給水装置の所有者が町内に居住しないとき、又は町長において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を定め、町長に届け出なければならない。また、代理人の変更があった場合についても、同様とする。

(管理人の選定)

第17条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、町長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) その他町長が必要と認めた者

2 町長は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第18条 給水量は、町の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、町長が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は町長が定める。
- 3 メーターの位置が管理上不相当となったときは、町長は、所有者又は使用者の負担においてこれを変更改善させることができる。

(メーターの貸与)

第19条 メーターは、町長が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

- 2 前項の水道使用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 水道使用者等が前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第20条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ町長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。

- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第21条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合若しくは町長が特に必要と認めた場合のほか使用してはならない。

- 2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、町長の指定する町職員の立会いを要する。
- 3 私設消火栓を消防の演習に使用するときの使用時間は、10分を超えてはならない。

(水道使用者等の管理上の責任)

第22条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに町長に届け出なければならない。

- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、町長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。
- 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。
- 4 町長は、第1項の管理義務を怠ったものに対し、水道水の汚染防止又は障害除去のため必要な措置をとることを指示することができる。

(給水装置及び水質の検査)

第23条 町長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

- 2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第24条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者から徴収する。

(料金)

第25条 料金は、第1号の専用給水に係る料金又は第2号の臨時用給水に係る料金にメー

ター使用料を加え、その合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。

(1) 専用給水に係る料金

種別	料率		超過料金 (円) (1立方メートルにつき)
	基本料金 (1か月につき)	水量	
一般用	1,600	10立方メートル	220
大口用	7,700	50立方メートル	220
	14,500	100立方メートル	220
団体用	2,000	15立方メートル	220
学校用	6,000	50立方メートル	220

(2) 臨時用給水に係る料金 1立方メートルにつき220円

(3) メーター使用料

口径	13ミリ メートル 以下	20ミリ メートル 以下	25ミリ メートル 以下	30ミリ メートル 以下	40ミリ メートル 以下	50ミリ メートル 以下	100ミ リメー トル以 下
1か月につき	50円	100円	120円	140円	200円	540円	1,000 円

(平26条例12・平31条例13・一部改正)

(料金の算定)

第26条 料金は、隔月の定例日にメーターの点検を行い、その日の属する月分及び前月分として算定（使用水量は、各月均等とみなす。）する。ただし、やむを得ない理由があるときは、町長は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第27条 町長は、次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。

(特別な場合における料金の算定)

第28条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のと

おりとする。

(1) 使用期間が15日以下のとき 基本料金の2分の1

(2) 使用期間が15日を超えるとき 1か月として算定した金額

2 月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

(平26条例12・一部改正)

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第29条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、町長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、町長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。

(料金の徴収方法)

第30条 料金は、口座振替、納入通知書又は集金の方法により隔月に徴収し、第28条第1項の規定による場合の料金は、随時これを徴収する。

(手数料)

第31条 手数料は、次の各号の区別により申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。

(1) 第8条第2項の設計審査(材料の確認を含む。)及び工事検査手数料

メーター口径	新設又は全面改造工事(円)	その他の工事(円)
13mm及び20mm	8,000	4,000
25mm及び30mm	10,000	5,000
40mm及び50mm	14,000	7,000
75mm及び100mm	20,000	10,000
給水管分岐工事		4,000

(2) 給水装置工事道路等占用書類作成手数料 1件につき3,000円

(3) 給水装置工事事業者指定及び更新手数料 1件につき10,000円

(令元条例26・一部改正)

(負担金)

第32条 第7条に規定する工事費のほか、給水装置の新設又は改造(量水器の口径を増す場合に限る。)をする者から負担金を徴収する。この負担金徴収に関する事項は、町長が別に定める。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第33条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第34条 町長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第35条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(令元条例26・一部改正)

(給水の停止)

第36条 町長は、次の各号の一に該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の使用者が、第11条の工事費、第22条第2項の修繕費、第25条の料金又は第31条の手数料を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道の使用者が、正当な理由がなくて、第26条の使用水量の計量又は第34条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第37条 町長は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(過料)

第38条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、30,000円以下の過料を科すことができる。

- (1) 第5条の承認を受けずに給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなく第18条第2項のメーターの設置、第26条の使用水量の計量、第34条の検査又は第35条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第22条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第25条の料金又は第31条の手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第39条 町長は、詐欺その他不正の行為によって第25条の料金又は第31条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科すことができる。

第6章 貯水槽水道

(町の責務)

第40条 町長は、貯水槽水道の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 町長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第41条 貯水槽水道のうち簡易専用水道の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 貯水槽水道のうち小簡易専用水道の設置者は、茨城県給水施設条例により、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

3 前2項に定める貯水槽水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

ない。

第7章 補則

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(大子町簡易水道事業給水条例の廃止)

2 大子町簡易水道事業給水条例（昭和33年大子町条例第1号）は、廃止する。

附 則（平成12年条例第30号）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年条例第67号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年条例第10号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第12号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大子町水道事業給水条例第25条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前から継続して給水を受けている者の施行日以後最初に行う検針に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年条例第13号）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大子町水道事業給水条例第25条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前から継続して給水を受けている者の施行日以後最初に行う検針に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大子町水道事業給水条例第31条第3号の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る給水装置工事事業者の指定について適用し、同日前までの申請に係る給水装置工事事業者の指定については、なお従前の例による。